

令和7年 第11回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和7年11月25日（火）15時00分から15時30分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	—	—
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	—	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局

産業観光課長	小川 英一郎
農地調整担当主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主事	阿久津 実里

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆さん、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は、12名でございます。欠席委員は、1名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「7番 並木孝之委員」と「8番 渡邊繁委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

また、今回の案件は、本日御出席いただいている農業委員に係る案件でございます。「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席をいただくことになります。

今回の案件については、■■■委員に係る案件となりますので、恐縮ですが■■■委員は退席をお願いいたします。

< ■■■委員退席 >

それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■地内の畠2筆と■■■■■■■■地内の畠1筆と田1筆で、面積は合計2,734m²でございます。譲渡人、譲受人共に宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

申請地のうち■■■■は、以前から譲受人が水稻の作付けを行っており、今後も引き続き耕作を継続していく予定であることから、双方話し合いの結果、譲渡人所有の■■■■の農地を含め、今回の申請に至ったとのことです。

農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定によ

る許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、水稻と野菜を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に 146 筆、総面積は 64,530 m²になります。

事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、御確認していただきます。

(現状の確認)

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第 3 条第 2 項に基づく判断基準 4 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの観点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」を 2 台、「コンバイン」を 1 台、「田植え機」を 2 台、「軽トラック」を 4 台所有しており、本人および妻、長男夫婦、次男が耕作する旨の記載がありました。

2 点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、本人が年間 250 日、妻、長男、次男が 100 日、長男の妻が 50 日従事と記載されており、許可要件を満たしていると考えます。

3 点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4 点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは御審議お願いいいたします。

(■ ■ 番 ■ ■ 委員)

先ほど会長・■■委員・事務局と私が現場を確認して参りました。適切に耕作されており、今の事務局の説明で問題ないと思います。御審議の程よろしくお願ひいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員举手〉

(会長)

全員挙手とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることとします。それでは、■■■委員お戻りください。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。

それでは、事務局説明お願いいいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。申請地は、■■■■■の田1筆で、面積は902m²のうち474m²を利用する計画でございます。所有者は宮代町内にお住まいの方ですが、申請者は■■■■■■■■■■■の法人です。転用目的は「農業用施設に付随する駐車場」です。

農地法第4条に基づく許可申請は、本来、農地所有者自らが自身の所有している農地を転用する際の申請となることが一般的ですが、今回の申請地は、もともと利用権設定による貸借手続きが行われており、利用権の設定を受けている申請者が農地の転用を行うこととなるため、農地法第4条の規定による許可申請となります。

なお、今回の申請内容は、「農業用施設に付随する駐車場」への転用であり、転用後も農業用施設として扱われることになりますので地目の変更等もござい

ません。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請者は、申請地及び隣地を令和6年度に利用権設定により貸し借りの手続きを行い、現在はガラスハウスを建設していちごを栽培しています。今後、いちご栽培が軌道に乗り、いちごの栽培が安定した場合には、収穫したいちごの直売やいちご狩り体験などを展開していく希望があり、そのために来客用の駐車場を設けることになりました。農業用施設用地としての転用である場合、200 m²を超えない範囲での転用行為であれば農業委員会への届出のみで済みますが、200 m²を超える転用行為については埼玉県知事の許可が必要となります。今回の計画では、200 m²を超える計画であるため、許可申請に至ったとのことです。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回の申請地は赤枠部分となります。そのうちグレーで色付けをされている部分については、ボイラーの設置及び給油車両の進入路として既に届出が済んでおります。

現況については、こちらの写真を御覧ください。

なお、今回は農地法第4条の許可申請となりますので、申請者の経営農地を確認する必要があります。

＜経営地の確認＞

いずれも違反等の農地はございません。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(会長)

それではこの件について御審議願います。

(■ ■ 番 ■ ■ 委員)

先ほど会長・■■委員・事務局と現場を確認して参りましたが、問題ないと
思います。御審議の程よろしくお願ひします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」として

よろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第23号「農地法5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。

それでは、1件目の案件について、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■の畠1筆で、面積は287m²を利用する計画となっております。譲受人は■■■■■にお住まいの方です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「自己用住宅」です。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

事業計画者は、現在■■■にお住まいですが、自身の定年退職を機に単身で家を離れ、両親と同居をする予定です。しかし、現在両親が居住する家が老朽化しており、今回建て替えをしたうえで同居することになりました。土地の選定にあたり両親と相談したところ、現在の両親の居住地の隣地にある農地を紹介され譲受人の希望に合った土地であったため今回申出に至ったとのことです。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が1筆ございますが、所有者から同意を得ているため問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。隣地と接している部分については被害防除作としてコンクリートブロックとフェンスを設置する予定です。排水については合併浄化槽に接続し、道路側溝に放流する予定です。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(会長)

それではこの件について御審議願います。

(■ ■ 番 ■ ■ 委員)

先ほど会長・■■委員・事務局と現場を確認して参りましたが、問題ないと
思います。御審議の程よろしくお願ひします。

(■ ■ 番 ■ ■ 委員)

地元委員です。事前に業者から、宮代町に戻り両親の面倒を見るとの説明を受けております。特に問題ないと考えますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目の案件について事務局説明お願ひいたします。

(事務局)

それでは、御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■の畝1筆で、面積は410m²を利用する計画となっております。譲受人は■■■にお住まいの方です。譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「自己用住宅」です。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。

譲受人は、現在■■■の実家で暮らしています。妻と子は宮代町内の実家に居住しており、今後同居するにあたりお互いの実家のスペースでは手狭であることや、将来の生活を考えた際にさらに広いスペースが必要になると想え、新居を構えることになりました。建設場所について妻の両親に相談したところ今回の土地を紹介され、譲受人の希望に合った土地であったため、今回申出に至ったとのことです。

申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が4筆ございますが、所有者から同意を得ているため問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。隣地と接している部分については被害防除作としてコンクリートブロックとフェンスを設置する予定です。排水については、公共下水区域外流入に接続する予定です。

現況についてはこちらの写真のとおりです。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(会長)

それではこの件について御審議願います。

(■■番 ■■委員)

先ほど会長・■■委員・事務局と現場を確認して参りましたが、問題ないと
思います。御審議の程よろしくお願ひします。

(■■番 ■■委員)

地元委員です。事前に業者から申請に至る経緯を伺っております。特に問題
ないと考えますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見無いようでございます。この件に関しまして、「やむを得ない」として
よろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手のことですので、この件については「やむを得ない」とすることと
いたします。

(会長)

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告お願ひいたします。

(事務局)

今回の報告事項について御説明させていただきます。今月は各種届出の締め

日が 11 月 10 日となっておりました。4 条届出が 0 件、5 条届出が 3 件ございましたことを御報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、宮代町農業委員会会長専決規定に基づく、専決事項であります。

このことから質疑等については割愛させていただきます。

以上をもちまして、令和 7 年第 11 回農業委員会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

それでは事務局、事務連絡をお願いします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和 7 年 12 月 25 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____